

## 広島県立図書館資料除籍要領

### (目的)

第1条 この要領は、広島県立図書館の所蔵に係る図書館資料（以下「資料」という。）の除籍に関し必要な事項を定めることにより、資料の適正な管理に資することを目的とする。

### (基本方針)

第2条 資料は、次条に定めるものを除くほか、除籍の対象としない。

### (除籍の対象とする資料)

第3条 除籍の対象とする資料は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 蔵書点検等の機会に所在不明であることが判明した日から起算して3年経過してもなおその所在が知れないもの
- (2) 館外貸出しを行った後、返納されず、いわゆる不明資料の扱いをしたもの
- (3) 広島県立図書館管理運営規則第7条の規定によって損害の賠償を求めることとなった場合における毀損、汚損又は亡失に係るもの
- (4) 毀損又は汚損の程度が著しく、修理を行ったとしても利用に供することが適当でないと認められるもの
- (5) 所管換えをすることとなったもの
- (6) 新聞又は雑誌であって、保存年限が満了したもの
- (7) 複本であって、保存をする必要がないと認められるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、館長が除籍を必要と認めるもの

### (除籍の手続)

第4条 資料の除籍を行うに当たっては、広島県物品管理規則第2章第3節及び第4節の定める所定の手続を執るものとする。

- 2 資料を毀損し、又は汚損した者が、その損害を賠償した場合において、当該毀損又は汚損に係る資料を入手したい旨の申出をしたときは、広島県物品管理規則第30条の規定によって廃棄をした上で、適宜の方法により応じても差し支えな

い。

(雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、資料の除籍に関し必要な事項は、館長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年3月29日から施行する。

(図書資料除籍要領の廃止)

2 図書資料除籍要領(昭和59年10月18日制定)は、廃止する。